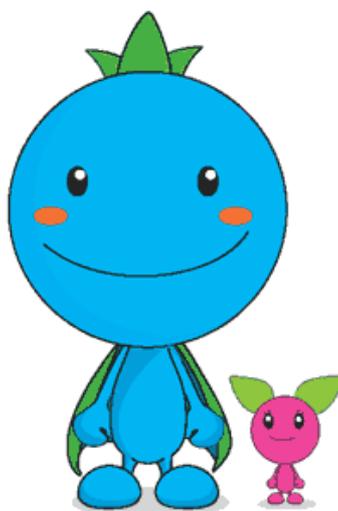


浄化槽清掃業許可申請の手引

浄 化 槽 清 掃 業 許 可 申 請



青森市環境保全シンボルキャラクター
地球の王子さま「エコル」と妖精「ハナ」

青 森 市

目 次

1 浄化槽清掃業許可申請	1
(1) 留意事項	
(2) 提出部数及び申請書提出先	
(3) 手数料	
(4) その他	
2 浄化槽清掃業許可申請関係書類一覧	2
(1) 許可申請書	
(2) 添付書類	
3 記入要領及び注意事項等	4
(1) 許可申請書	
(2) 添付様式	
(3) その他添付書類	
〔各種申請書〕	7
浄化槽清掃業許可申請の提出書類チェックリスト	
浄化槽清掃業許可（更新）申請書	
〔添付書類様式〕	12
事業計画書	
誓約書	
従事者名簿	
自動車写真	
事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	
浄化槽清掃業許可更新書類の一部省略について	
一般廃棄物処理業等変更届出書	

1 浄化槽清掃業許可申請

青森市で浄化槽清掃業を行おうとする者は、浄化槽清掃業の許可申請を行い市長の許可を受けなければなりません。※現在、新規申請は受付けておりません

(1) 留意事項

- ① 更新申請の手続きについては、本市から対象者へ「許可更新のご案内」を郵送いたします。
- ② 申請書（更新）の提出方法は、特別な事情が無い限り郵送とします。提出に際しては、当該許可に関連する一般廃棄物収集運搬業（し尿又は浄化槽汚泥）の更新と同時申請してください。
- ③ 添付書類のうち、公的機関が発行する書類（法人の登記事項証明書、納税証明書、住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等）及び医師の診断書等は申請の前3か月以内に発行されたものを添付してください。（一般廃棄物収集運搬業（し尿又は浄化槽汚泥）と同時申請は手引様式1『浄化槽清掃業許可更新書類の一部省略について』（P.18 参照）の提出で省略可）
- ④ 浄化槽清掃業に係る事業場を新たに設置する際には、各種法令等による規制の有無を十分確認し、必要な手続きを行ったうえで申請してください。
- ⑤ 許可を受ける場合（更新含む）には、青森市内に住所（法人にあつては事務所又は事業場）を有していなければなりません。
- ⑥ 役員、車両及び施設等に変更がある場合は、一般廃棄物処理業等変更届出書（様式第20号）を提出してください。

(2) 提出部数及び申請書提出先

次の提出部数及び提出先に申請書類を郵送してください。なお、更新の場合は、許可の有効年月日の3か月前から受付しています。

- ① 提出部数
申請書は、正本1部を提出してください。
- ② 申請書提出先
青森市 環境部 廃棄物・リサイクル課
〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号（青森市役所 駅前庁舎 3階）
TEL 017-718-1086

(3) 手数料

手数料（更新）は、本市が郵送する「許可更新のご案内」に同封した納入通知書を用い、指定金融機関等で納入してください。領収書（納入通知書の半券）はコピーを取り申請書に添付してください。

許 可 申 請	新規（参考）	更新
浄 化 槽 清 掃 業	3,000 円	3,000 円

※申請書が受理されてから許可されるまでの期間は概ね30日（閉庁日等を除きます。）となります。

2 浄化槽清掃業許可申請関係書類一覧

浄化槽清掃業許可申請を行う際には、以下の許可申請書と添付書類を提出しなければなりません。

(1) 許可申請書

申請の区分	様式番号	様式ページ	解説ページ
浄化槽清掃業許可申請書	様式第31号	8	4

(2) 添付書類

許可申請書に次の表の書類を添付してください。なお、一般廃棄物収集運搬業（し尿又は浄化槽汚泥）と同時に更新申請することで、収集運搬業の更新申請に添付する共通の書類を省略することができます。

	添付書類	様式ページ	解説ページ	更新時提出
1	事業計画書	12	5	○
2	事務所及び事業場の見取図		6	省略可
3	土地、家屋の所有権を証する書類 (登記簿謄本、土地公図、賃貸借契約書等)		6	省略可
4	誓約書	13	5	○
5	従事者名簿	14	5	省略可
6	自動車写真	15	5	省略可
7	自動車車検証(写)(賃貸借している場合は、賃貸借契約書の写しも添付)		6	省略可
8	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	17	5	省略可
9	役員(※1)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7で定める使用人、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主及び出資額の100分の5以上を出資しているものの住民票の写し(※2)及び登記事項証明書(※3)		6	省略可
10	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書(※4)		6	省略可
11	定款(写)又は寄付行為(写)及び登記簿謄本(履歴事項全部証明書)		6	省略可
12	申請者が個人である場合には、住民票の写し(※2)及び登記事項証明書(※3)		6	省略可
13	申請者が個人である場合には、直前3年の所得税の納税証明書及び固定資産税資産証明書又は銀行等の預貯金残高証明書		6	省略可
14	現行許可証の写し		6	○
15	浄化槽清掃業許可更新書類の一部省略について	18	6	○

(※1) 法人の場合は、登記された役員全員とし監査役(監査のみに業務を限定する旨を登記されている場合を除く)を含む。

(※2) 本籍の記載があるもの。

- (※3) 「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」又は「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の登記事項証明書」を添付すること。
- ・請求先窓口：青森県内では青森地方法務局（本局）戸籍課
 - ・郵送での請求先：東京法務局後見登録課
- (※4) 交付先：税務署 証明書の種類（その1）、税目（法人税）、直前3年分の交付を請求すること。

(3) 法定代理人(申請者が法第36条第1項第2号りに規定する未成年者である場合)

申請者が未成年者である場合は、上記に加えて、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書、また、法定代理人が法人である場合は、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及びその法人の役員住民票の写し及び登記事項証明書が必要です。

また、申請書類の中で「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の登記事項証明書」を提出した者にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査することができる医師の診断書等の提出が必要です。

1. 記入要領及び注意事項等

(1) 許可申請書

申請の種類 (様式)	記 入 要 領 及 び 注 意 事 項 等	ページ
浄化槽 清掃業 許可申請書 様式第31号	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請の「年月日」は、申請書類のセルフチェックを行い、本市へ郵送する時点の日付で記入すること。 2. 「申請者住所及び氏名」については、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 法人の場合は、法務局に登録されている本店（本社）について記入すること。 (2) 個人の場合は、住民票に記載されている現住所について記入すること。 3. 「事業の用に供する施設の種類及び数量」の欄には、使用する車両の種類・数量を記載すること。その他、法第36条第1号において定める技術上の基準に従った器材を記載すること。 4. 「浄化槽清掃業務に従事する従業員数」の欄には浄化槽清掃業に従事する従事者(役員も含む。)の数を記載すること。 5. 「既に業の許可を有している・・・」の欄には、青森市又は他自治体において既に許可を有している場合、その自治体名及び許可番号を記載すること。 6. 「発行済み株式総数の・・・」の欄において、これらのものが法人である場合には、その法人の名称、所在地を記入すること。 <p>(参考)</p> <p>法第三十六条第一号において技術上の基準が、次のとおり定められています。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。 (2) 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。 (3) パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。 (4) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び二年以上実務に従事した経験を有していること。 <p>※自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具にはバキューム車両も含まれます。</p>	8) 10

(2) 添付様式

様式	記入要領及び注意事項等	様式ページ
事業計画書	浄化槽清掃業についての全体的な事業計画の概要について記入すること。	12
誓約書	個人名、法人にあつては名称及び代表者の氏名を記入すること。	13
従事者名簿 <省略可>	浄化槽清掃業に従事する者（役員を含む。）について記入し、その内訳について人数を記入すること。	14
自動車写真 <省略可>	① 使用するすべての自動車の正面及び側面の写真を貼付すること。なお、直接カラー印刷は可、ポラロイド写真は不可とする。 ② 車検証の写しを添付すること。車両を賃借している場合は契約書の写しを添付すること。	15
事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類 <省略可>	① 既に他の市町村等で浄化槽清掃業を行っている者及び既に使用又は設置している施設を用いるため、事業の開始に際して新たな資金を必要としない場合は、その旨記入すること。 ② 内訳欄に記載されていない事項については、事業計画に応じ適宜変更し、記入すること。	17
浄化槽清掃業許可更新書類の一部省略について	一般廃棄物収集運搬業（し尿又は浄化槽汚泥）の許可更新申請と同時に更新許可申請する際、添付書類の一部（収集運搬に添付する共通の書類）を省略したい場合に記入すること。	18

※ 省略可とは、一般廃棄物収集運搬業（し尿又は浄化槽汚泥）の許可更新申請と同時申請を行い、手引様式1『浄化槽清掃業許可更新書類の一部省略について』（P.18参照）を提出した場合

(3) その他添付書類

添 付 書 類	注 意 事 項 等
<p>事務所及び事業場の付近の見取図 <省略可></p>	<p>① 青森市内における浄化槽清掃業に供する事務所及び事業場について、その付近の見取図を添付すること。 ② 上記以外の場所に本店（本社）がある場合は、その付近の見取図も添付すること。</p>
<p>土地、家屋の所有権を証する書類（登記簿謄本、土地公図、賃貸借契約書） <省略可></p>	<p>公図、登記簿謄本、賃貸借契約書を添付すること。</p>
<p>運搬車両の所有権を証する書類【自動車車検証（写）、賃貸借契約書】 <省略可></p>	<p>自動車車検証の写しを添付すること。（賃貸借している場合は、賃貸借契約書の写しも添付）</p>
<p>役員（監査役含む）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7で定める使用人、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主及び出資額の100分の5以上を出資しているものの住民票の写し及び登記事項証明書 <省略可></p>	<p>① 100分の5以上の株主若しくは100分の5以上の額の出資者全員分の各種証明書等を添付すること。 ② 株主又は出資者が個人である場合に添付する住民票の写しは、本籍地が記載されているものであること。 ③ 株主又は出資者が法人である場合は、登記簿の謄本（履歴事項全部証明書）を添付すること。</p>
<p>直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、個別注記表、納税証明書 <省略可></p>	<p>① 申請者が法人である場合は、直前3年分の決算報告書及び法人税の納税証明書を添付すること。 ② 申請者が法人であって、法人新規設立等の理由から、直前3年分の決算報告書及び法人税の納税証明書が無い場合は、今後5か年の事業収支計画書を作成し、添付すること。（様式任意）</p>
<p>定款（写）又は寄附行為（写）及び登記簿の謄本（履歴事項全部証明書） <省略可></p>	<p>申請者が法人である場合は、法人の定款又は寄附行為及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を添付すること。</p>
<p>申請者が個人である場合は、住民票の写し及び登記事項証明書 <省略可></p>	<p>① 申請者が個人である場合は、その者の各種証明書等を添付すること。 ② 住民票の写しは、本籍地が記載されているものを添付すること。</p>
<p>申請者が個人である場合は、納税証明書等 <省略可></p>	<p>① 固定資産税資産証明書又は銀行等の預貯金残高証明書等を添付すること。 ② 直前3年分の所得税の納税証明書を添付すること。 ③ 確定申告者以外の者は、直前3年分の源泉徴収票の写しを添付すること。</p>
<p>現行許可証の写し</p>	<p>現在所有している許可証及び変更許可証の写しを添付すること。</p>

※ 省略可とは、一般廃棄物収取運搬業（し尿又は浄化槽汚泥）の許可更新申請と同時申請を行い、手引様式1『浄化槽清掃業許可更新書類の一部省略について』（P.18参照）を提出した場合

浄化槽清掃業許可申請の提出書類チェックリスト (1/2)

書類の種類		確認内容	提出の有無	
			法人	個人
申請書	① 第1面	申請者（個人）：氏名等を住民票と相違なく、屋号は正しく記入したか		○
		申請者（法人）：商号等を法人登記と相違なく記入したか	○	
		事務所及び事業場の所在地（住所又は地番）を正しく記入したか	○	○
		事業の用に供する施設の種類及び数量の欄に次の項目を正しく記入したか ・使用車両（バキューム車の台数、許可番号及びナンバー） ・清掃用機材 ※備考に例示	○	○
		従事者数は従事者名簿の合計と一致するか	○	○
		青森市以外に浄化槽清掃業の許可を有している場合、市町村名及び許可番号等を正しく記入したか（⑮添付書類に許可証の写し必要）	○	○
	① 第2面	申請者（個人）：氏名、本籍等を住民票と相違なく記入したか		○
		申請者（法人）：商号等を法人登記と相違なく記入したか	○	
		（法定代理人を置く場合のみ）住民票又は法人登記と相違なく記入したか	○	○
		申請者（法人）：役員全員の氏名、本籍等を住民票と相違なく記入したか	○	
	① 第3面	申請者（法人）：発行済株式の総数、出資額は法人登記と相違ないか	○	
		株主（総数の100分の5以上所有）又は出資者（総額の100分の5以上出資）について、株式数又は出資の金額、その割合を正しく記入したか	○	
株主等（個人）：氏名、本籍等を住民票と相違なく記入したか			○	
株主等（法人）：商号等を法人登記と相違なく記入したか		○		
添付書類	② 事業計画書	事業の範囲は、浄化槽清掃業と関連する一般廃棄物収集運搬業（し尿又は浄化槽汚泥）の許可内容と整合しているか ・青森地区内 ・浪岡地区内	○	○
		事業の用に供する車両は、バキューム車の台数、許可番号及びナンバーを正しく記入したか（現行許可証の順番に記入すること）	○	○
		その他の欄には、浄化槽清掃業の業務経歴、浄化槽管理士等の浄化槽に関する資格者数を簡潔に記入する	○	○
	③ 見取図	事務所の見取図は土地の位置が分かりやすく作成したか	略	略
		事業場が別にある場合、見取図は土地の位置が分かりやすく作成したか	略	略
	④ 土地の権利等	事務所、事業場それぞれの土地及び建物の登記簿（全部事項証明書）並びに公図等の謄本、賃貸借等がある場合は契約書の写しが全てあるか	略	略
		登記簿及び公図等の謄本は申請の3ヶ月以内に発行されたものであるか	略	略
	⑤ 誓約書	様式は正しいか（浄化槽清掃業の様式は一般廃棄物収集運搬業と異なる）	○	○
		申請者（個人）：氏名等を住民票と相違なく、屋号は正しく記入したか 申請者（法人）：商号等を法人登記と相違なく記入したか	○	○
	⑥ 従事者名簿	役員を含む従事者全員を正しく記入したか	略	略
		職名、その人数は正しく記入したか（①申請書と総数は整合しているか）	略	略
	⑦ 自動車の写真	自動車登録番号（ナンバー）、最大積載量は車検証と相違なく記入したか	略	略
		車両の正面、両側面（更新は許可番号あり）の全景を明瞭に撮影したか	略	略
	⑧ 車検証等	自動車検査証記録事項（車検証）は申請時点で有効期間内のものか	略	略
		車両の所有者等と申請者が異なる場合は賃貸借等の契約書の写しがあるか	略	略
	⑨ 資金の調達	事業の開始に要する資金について正しく記載されているか （既に使用又は設置している施設を用いる等で新たな資金を要しない場合、その旨を記入）	略	略

※ 略語：略（省略可）

※ 省略可とは、⑯を添付した場合

浄化槽清掃業許可申請の提出書類チェックリスト (2/2)

書類の種類		確認内容	提出の有無	
			法人	個人
添付書類	⑩ 役員及び出資者等の住民票等(法人)	役員全員の住民票(本籍あり)の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書	略	
		株主等(個人):住民票(本籍あり)の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書	略	
		株主等(法人):登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	略	
		法定代理人を置く場合、個人又は法人に応じた申請者の例の証書等	略	
		(共通)申請の3ヶ月以内に発行されたものか	略	
	⑪ 経営状況(法人)	直近3事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)がそろっているか	略	
		直近3事業年度の法人税の納税証明があるか	略	
		法人の新規設立等で直近3事業年度の決算報告書及び法人税の納税証明が無い場合、今後5箇年の事業収支計画書を作成したか	略	
	⑫ 登記簿等(法人)	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)を申請の3ヶ月以内に取得したか	略	
		定款又は寄付行為の写しに原本証明を行ったか	略	
	⑬ 申請者の住民票等(個人)	申請者の住民票(本籍あり)の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書		略
		法定代理人を置く場合、個人又は法人に応じた申請者の例の証書等		略
		(共通)申請の3ヶ月以内に発行されたものか		略
	⑭ 経営状況(個人)	直近3年度の所得税の納税証明書		略
		固定資産税資産証明書又は銀行等の預貯金残高証明書		略
	⑮ 現行許可の写し	更新の場合、青森市の現行の許可証の写し	○	○
		青森市以外の浄化槽清掃業の許可証の写し(①申請書関連)	○	○
⑯ 添付の省略	一般廃棄物収集運搬(し尿又は浄化槽汚泥)許可更新と同時申請で添付書類を省略したい場合、その旨を示す書類を記入したか	○	○	
⑰ 手数料	納入通知書で更新手数料(3,000円)を支払い領収書の写しをとった	○	○	
郵送前確認		申請書及び添付書類は①～⑰の番号順に並べました		
		申請書及び添付書類にチェック漏れが無いか確認しました		
		郵送に際して封入漏れ、宛先の間違いないか確認しました		
その他留意事項		経営状況に係る書類から債務超過等が認められた際、金融機関からの融資状況を証明する書類または中小企業診断士による診断書、税理士または公認会計士が作成した収支計画書を追加で求める場合があります		
		住民票に本籍の記載が無い場合、青森市に戸籍がある場合は本人の同意によって職員が調べる手段もありますが、同意書の提出等に係る手間等が生じるため本籍が記載された住民票をご用意されますようお願いいたします		
		更新登録申請書の作成に際して役員等の変更届漏れに気付いた場合は、変更届及び遅延理由書(変更から30日を超えた場合)を必ず同封ください		
		申請の受理日について、変更届の遅延の場合は変更許可後、更新申請書類の不備の場合は訂正後の日付、申請の標準処理期間は受理後30日間ですので、訂正等には速やかにご対応ください		
		年度末に向け更新申請が集中しますので、有効期限前3箇月の申請期間内のうち可能な限り早期のご提出をお願いいたします		

※ 略語:省(省略可)

※ 省略可とは、⑩を添付した場合

<p>浄化槽清掃業許可(更新)申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>青森市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可(更新)を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>									
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号								
	事業場 電話番号								
事業の用に供する施設の種類及び数量(使用車両、機能点検用機材及び清掃用機材)を記載すること。									
浄化槽清掃業務に従事する従業員数									
既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">都道府県・市町村名</th> <th style="width: 50%;">許可番号(申請中の場合には、申請年月日)</th> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>	都道府県・市町村名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)						
	都道府県・市町村名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)							
※ 事務処理欄									

事業計画書

1 事業の範囲

2 事業の用に供する車両

3 その他

誓 約 書

浄化槽法第三十六条第二号

- イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ロ 第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第四十一条第二項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
- ニ 第四十一条第二項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項若しくは第六項の規定、第七条の二第一項の規定若しくは同法第十六条の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第七条の三の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法第七条の四の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項又は第六項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第七条の四の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
- リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの。
- ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの。

申請者は、上記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

自動車写真

自動車登録番号又は 車両番号		最大積載量	kg
正面 写真	<p style="text-align: center;">写真貼付位置 (直接カラー印刷可、ポラロイド不可) ※車両全体を撮影すること。</p>		
側面 写真 (運転席側)	<p style="text-align: center;">写真貼付位置 (直接カラー印刷可、ポラロイド不可) ※車両全体を撮影すること。</p>		

自動車写真

自動車登録番号又は 車両番号		最大積載量	kg
側 面 写 真 (助 手 席 側)	<p style="text-align: center;">写 真 貼 付 位 置</p> <p style="text-align: center;">(直接カラー印刷可、ポラロイド不可)</p> <p style="text-align: center;">※車両全体を撮影すること。</p>		

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

内 訳	金 額 (千 円)
事業の開始に要する 資金の総額	
土 地	
事 務 所	
事 業 場	
収集運搬車両	
施 設	
自己資金	
借 入 金	
(借入先名)	
そ の 他	
増 資	

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。

浄化槽清掃業許可更新書類の一部省略について

年 月 日

青森市長 様

所在地
商号 (屋号)
代表者

浄化槽清掃業の許可更新申請と同時申請する、一般廃棄物収集運搬業（し尿又は浄化槽汚泥）許可更新申請書へ添付した下表の書類について提出を省略いたします。

1	事務所及び事業場の見取図
2	事務所、事業場それぞれの土地及び建物の登記簿（全部事項証明書）並びに公図等の謄本、賃貸借等がある場合は契約書の写し
3	従事者名簿
4	自動車の写真（バキューム車）
5	自動車検査証記録事項（車検証）、車両の所有者等と申請者が異なる場合は賃貸借等の契約書の写し
6	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
7	役員、株主等の住民票の写し及び登記事項証明書（株主等が法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書））
8	（法人）決算報告書、法人税の納税証明書
9	（法人）登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、定款（又は寄付行為の写し）
10	（個人）申請者の住民票の写し、登記事項証明書
11	（個人）所得税の納税証明書、固定資産税資産証明書（又は銀行等の預貯金残高証明書）

※表のうち、法人、個人の別がある項目は該当する書類のみ

同時に申請された一般廃棄物収集運搬業（し尿又は浄化槽汚泥）の許可更新申請書類を確認し、上表原本の添付が適切にあることを確認しました。		
課名・職・氏名	廃棄物・リサイクル課	印

一般廃棄物処理業等変更届出書

年 月 日

青森市長 様

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け青市指令 第 号をもって許可された事項について、次のとおり

変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項
浄化槽法第37条 の規定により届出します。

変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	
変更の理由		

添付書類

変更事項に係る関係書類

(日本工業規格 A列4番)

浄化槽清掃業許可申請の手引

令和7年8月発行

青森市環境部 廃棄物・リサイクル課
〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号（青森市役所 駅前庁舎3階）
TEL 017-718-1086